受理	平成２８年3月９日	請 願 第 １ 号
件名	住民票等写しの適正な交付手数料を求める請願	
請願者	吹田市朝日が丘町２７番１－４０３号 市民のくらしを考える会　代表　西村　雅芳	
請願の要旨	先般の１２月議会において、吹田市手数料条例の一部改正により、窓口発行分のみの住民票等の写しの手数料が、従来の２００円より３００円へ負担額の値上げが可決されました。住民票の写しという同一の物の手数料が、発行場所で格差が生じることとなりました。 市の説明では、「コンビニ交付普及によるコスト削減を図る」、「コンビニ発行利用数が４割以上を占めれば、２００円を下回る計算になる」とあり、窓口発行手数料の算定式とコンビニ利用の算定式が別の計算式で、窓口は過去の実績にて算定し、コンビニは偏ったシミュレーションにおいて算定されています。市政全体として、交付手数料は適正に算出されるべきであり、また、一方で、コンビニ交付の開始を因とするサービスコーナーの廃止の市の方針と矛盾を来していると考えられます。そして、窓口を利用される方、利用したい方（主に高齢者や障がいをお持ちの方々等）への経済的損失にもつながりかねず、改正案では、住民間の公平性の面でも問題があるということもできます。 私たち住民にとって、家の近くのコンビニで手軽に住民票が発行できることで、利便性は高いという要素があることは理解できますが、マイナンバーカードを持っていない者は窓口に行かざるを得ませんし、申請場所を制限されている者の負担が、たとえ１００円であったとしても、同一の物の給付を受けるに当たり、市民の理解を得られるような正当な根拠もなく、格差が存在するということはあるべきものではありません。 そこで、多機能端末を用いたコンビニ交付実績はありませんから、実績ができるまでの間、窓口交付手数料に合わせるのが総合的に考えても妥当であると思われます。 以上より、下記の事項を請願します。 記 コンビニ交付の実績ができるまでの間、窓口交付手数料に合わせるのが総合的に考えても妥当であると思われますので、吹田市手数料条例の一部改正の見直しを早急に行ってください。	

紹介議員	五十川有香　　馬場慶次郎　　塩見みゆき　　梶川　文代
付託	財政総務委員会